

## 告 示

### 埼玉県春日部県税事務所長告示第一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

令和八年二月三日

埼玉県春日部県税事務所長 江口昌穏

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
美好屋石油株式会社	代表取締役 増田 宏之	埼玉県草加市氷川町八百三十七番地	令和七年十二月三十一日